

記入例

令和 7 年 8 月 1 日

米沢市長 様

申請者氏名 米沢 太郎

令和 7 年度 米沢市結婚新生活支援事業費補助金交付申請書

標記の件について、下記のとおり申請いたします。

記

1 補助申請額 金額訂正不可のため、鉛筆でご記入ください。 円

2 補助を受けようとする事業

氏 名	米沢 太郎
住 所	〒●●●-●●●● 米沢市●町●-●-●●●号室 (電話番号 ●● - ●● - ●●)
役員の構成又は 機 構 の 概 要	
設 立 目 的 及 び 趣 旨 等 の 概 要	
米沢市結婚新生活支援事業費補助金の交付を受けたい	
補 助 対 象 事 業 の 内 容	
令和7年5月1日に婚姻したため米沢市結婚新生活支援事業費補助金の交付を受けたい。	

記入例

前年度歳入歳出決算額又は見込額	令和 7 年度歳入歳出予算額
歳入総額 円	歳入総額 円
内訳	内訳 別紙のとおり 金額訂正不可のため、鉛筆でご記入ください。
歳出総額 円	歳出総額 円
内訳	内訳 別紙のとおり

添付書類

参考となる事項、資料等については、別途添付すること。

米沢市結婚新生活支援事業費補助金(変更)交付申請書附表

(申請者) 氏名 米沢 太郎

新規補助世帯用		新	
(1) 婚姻年月日		令和7年 5月 1日	
(2) 新居に住民票をおいた日 ※住民票の住定年月日		(夫) 昭・平・令 7年 5月 1日 (妻) 昭・平・令 7年 5月 1日	
(3) 生年月日・年齢(婚姻時点)		(夫) 昭・平 8年 2月 1日 29歳 (妻) 昭・平 8年 4月 1日 29歳	
(4) 夫婦の合計所得金額		(夫) 所得額 1,950,000円 △奨学金返済額 0円 (妻) 所得額 1,950,000円 △奨学金返済額 0円 奨学金返済額を差し引いた夫婦の合計所得金額 3,900,000円	
(5) 契約締結年月日		令和7年 4月 10日	
(6) 対象経費：住居費・賃料(共益費を除く) ※①～⑮の合計額を「①～⑮」の差し引き後の賃料 合計【a】欄に記入			
5月分	賃料 55,000円 △住宅手当等 10,000円 ①差し引き後の賃料 45,000円	月分	賃料 円 △住宅手当等 円 ⑪差し引き後の賃料 円
実際の支払日 R7年 4月 21日		実際の支払日	
6月分	賃料 55,000円 △住宅手当等 10,000円 ②差し引き後の賃料 45,000円	月分	賃料 円 △住宅手当等 円 ⑫差し引き後の賃料 円
実際の支払日 R7年 5月 22日		実際の支払日	
7月分	賃料 55,000円 △住宅手当等 10,000円 ③差し引き後の賃料 45,000円	月分	賃料 円 △住宅手当等 円 ⑬差し引き後の賃料 円
実際の支払日 R7年 6月 22日		実際の支払日	
8月分	賃料 55,000円 △住宅手当等 10,000円 ④差し引き後の賃料 45,000円	月分	賃料 円 △住宅手当等 円 ⑭差し引き後の賃料 円
実際の支払日 R7年 7月 20日		実際の支払日	
9月分	賃料 55,000円 △住宅手当等 10,000円 ⑤差し引き後の賃料 45,000円	月分	賃料 円 △住宅手当等 円 ⑮差し引き後の賃料 円
実際の支払日 R7年 8月 20日		実際の支払日	
10月分	賃料 55,000円 △住宅手当等 10,000円 ⑥差し引き後の賃料 45,000円	①～⑮の差し引き後の賃料 合計【a】 315,000円 共益費【b】 5,000円 x 7か月 = 35,000円 敷金(保証金等含む)【c】 60,000円 礼金【d】 60,000円 仲介手数料【e】 60,000円	
実際の支払日 R7年 9月 20日			
11月分	賃料 55,000円 △住宅手当等 10,000円 ⑦差し引き後の賃料 45,000円	小計【A】【A=a+b+c+d+e】 530,000円	
実際の支払日 R7年 10月 20日			
月分	賃料 円 △住宅手当等 円 ⑧差し引き後の賃料 円	住居費 契約締結年月日 年 月 日 (購入・リフォーム) 契約金額【B】 円	
実際の支払日		引越年月日 令和7年 5月 1日	
年 月 日		引越費用 引越費用【C】 100,000円	
月分	賃料 円 △住宅手当等 円 ⑨差し引き後の賃料 円	補助対象経費合計額【D】 【D=A+B+C】 630,000円	
実際の支払日			
年 月 日			
月分	賃料 円 △住宅手当等 円 ⑩差し引き後の賃料 円		
実際の支払日			
年 月 日			
(7) 補助金申請額【E】 (1,000円未満切捨)【D】と上限額(※)を比べて少ない方の金額を記入 ※上限額 婚姻日時点における夫婦の年齢がそれぞれ29歳以下の場合は、上限60万円それ以外の場合は、上限30万円		600,000円	
(8) 変更がある場合/変更理由(ただし、増額申請は、予算状況によりお断りする場合があります。)			

☑住宅取得・リフォーム費用について、他の補助金交付受給なし（他の補助金を受給している場合は、申請不可）
☑過去に、本市・他市にて当補助金の受給実績なし（過去に当補助金を受給している場合は、申請不可） ※継続補助除く